

通報手続に関する子どもの権利に関する条約の選択議定書に基づく手続規則

(CRC/C/62/3、2013年4月16日、原文英語／日本語訳＝平野裕二)

第1部：総則

この総則は、個人通報、調査手続または国家間通報のいずれであるかにかかわらず、すべての手続に適用される。

A. 委員会の職務遂行の指針となる一般原則

一般原則

規則1

1. 通報手続に関する子どもの権利に関する条約の選択議定書（以下「議定書」）で付与されたすべての職務を遂行するにあたり、委員会は、子ども（たち）の最善の利益の原則を指針とする。委員会はまた、子ども（たち）の権利および意見も考慮する。その際、子ども（たち）の意見は、その子ども（たち）の年齢および成熟度にしたがって正当に重視されるものとする。

2. その際、委員会は、子ども（たち）が、子ども（たち）に代わって行動している者による不適切な圧力または誘導を受けないことを確保するため、あらゆる適切な措置をとる。

迅速性の原則

規則2

議定書に基づいてとられるいかなる措置についても、かつ手続のいかなる段階においても、委員会は、通報を迅速に処理し、かつ不必要な遅延を回避する。委員会はまた、当事者に対しても、不必要な遅延を回避することを奨励する。

プライバシー

規則3

議定書に基づいてとられるいずれかの措置の当事者であるいかなる個人または個人の集団の身元に関わる事項も、その明示的同意を得ることなく、公に明らかにされない。

保護措置

規則4

委員会は、締約国が議定書第4条第1項に基づく義務（自国の管轄下にある個人が、通報または委員会との協力を行なった結果としていかなる人権侵害、不当な取扱いまたは脅迫の対象にもされないことを確保するため、あらゆる適切な措置をとる義務）を遵守していない旨の信頼できる情報を受領したときは、当該締約国に対し、報告された侵害を止めるためのあらゆる適切な措置を緊急にとり、かつ、当該措置に関する説明および詳細を委員会に書面で提出するよう、要請することができる。この要請に応じた対応がとられるか否かは監視される。委員会はまた、この点に関する公の声明を発表し、かつ、適切と思われる措置をとることもできる。

B. 作業方法

議定書に基づく活動の記録

規則5

事務総長は、すべての個人通報、締約国による重大なまたは組織的な侵害が行なわれていることを示すすべての情報、および、委員会が注意を喚起されたすべての国家間通報の記録を恒久的に保管するとともに、委員会のいかなる委員に対しても、その要請に基づき、すべての情報を、提出された言語で提供する。

作業部会および報告者

規則6

1. 委員会は、委員会に対する勧告を行なわせ、かつ委員会が決定するすべての方法によって委員会を援助させる目的で、作業部会を設置し、かつ報告者を指名することができる。
2. 委員会の手続規則は、本規則に基づいて設置された作業部会の会合および指名された報告者の活動に、適宜適用する。

暫定措置

規則7

1. 委員会は、手続のいかなる時点においても、かつ個人通報もしくは国家間通報の本案または調査の認定事実に関する判断が行なわれる前に、関係締約国に対し、例外的状況下において、主張されている侵害の一または複数の被害者に対して回復不可能な被害が生じる可能性を回避するために必要と考えられる暫定措置をとるよう求める要請を送付し、緊急に検討するよう促すことができる。
2. 委員会は、委員会を代表する報告者または作業部会を指名し、関係締約国に対し、主張されている侵害の一または複数の被害者に対して回復不可能な被害が生じる可能性を回避するために当該報告者または作業部会が必要と考える暫定措置をとるよう、要請させることができる。当該報告者または作業部会は、その後、可及的速やかに、委員会に対し、この点に関してとられた措置を通知する。
3. 委員会が1に基づく暫定措置を要請するときは、当該要請において、このことは、個人通報または国家間通報の受理許容性もしくは本案に関して、または調査手続の認定事実に関して、何らかの判断が行なわれたことを意味するものではない旨、明らかにするものとする。
4. 委員会、報告者または作業部会は、暫定措置を求めるその要請に応じた対応がとられるか否かを監視するものとし、かつ、締約国に対し、当該要請に応じるためにあらゆる適切な措置をとるよう要請することができる。委員会、報告者または作業部会は、この点に関する公の声明を發表することもできる。
5. 当該締約国は、暫定措置を求めた要請が撤回されるべきであるまたはすでに正当性を失っていると考えるときは、手続のいかなる段階においてもその旨の主張を行なうことができる。
6. 委員会、報告者または作業部会は、個人通報、調査手続または国家間通報の関係当事者から受領した情報に基づき、手続のいかなる段階においても、暫定措置を求めた要請を撤回することができる。

7. 委員会、報告者または作業部会が暫定措置を要請したときは、委員会は、当該の個人通報もしくは国家間通報または調査の検討を速やかに進める。

手続への参加に関する委員の欠格事由

規則 8

1. 委員会の委員は、次のいずれかに該当するときは、手続に参加し、手続の際に出席し、またはいかなる方法によっても手続に影響を及ぼしてはならない。

- (a) その委員が当該事案の対象である国の国民であるとき。
- (b) その委員が当該事案について個人的もしくは職業的利益を有しているとき、または他の何らかの利益相反が現に存在し、もしくは存在するとみなされるとき。
- (c) その委員が、この議定書、条約またはその実体的選択議定書に適用される手続に基づくもの以外の通報に関する何らかの決定の作成および採択に、いかなる立場においてであれ、参加したことがあるとき。

2. 1に基づいて生ずる可能性があるいかなる問題についても、委員会は、当該委員の参加がない状態で決定を行なう。

委員による辞退

規則 9

委員が、何らかの理由で、自己が通報の審査に参加するべきではないまたは参加し続けるべきではないと考えるときは、当該委員は辞退するものとし、その旨の決定を委員長に通知する。

専門家との協議

規則 10

- 1. 委員会は、必要なときは、職権により独立の専門家と協議することができる。
- 2. 委員会はまた、当事者のいずれかの要請によって独立の専門家と協議することもできる。ある専門家が当事者の一方から推薦されたときは、他方の当事者は、これに加えてまたはこれに代えて専門家を提案する機会を与えられる。どちらの専門家と協議したいと考えるかについては、委員会が最終決定を行なう。

予算

規則 11

事務総長は、議定書に基づいて委員会が行なう活動のために、必要な財源を提供する。

第 2 部：通報手続に関する選択議定書に基づいて受領された個人通報の検討手続

通報の申立人

規則 12

本規則において、個人通報の申立人とは、被害者とされる者であるか否かにかかわらず、個人通報を提出する者をいう。被害者とされる者が他の者によって代理されていることは、前者が委員会と直接連絡できないことを意味しない。

通報の提出

規則 13

1. 通報は、いずれかの締約国の管轄内であって、当該締約国が条約および（または）その実体的選択議定書の規定に違反したことによる被害者であると主張する個人または個人の集団が、その行為能力が通報の対象である締約国において承認されているか否かにかかわらず、提出することができる。

2. 通報は、指定された代理人が、または被害者とされる者に代わって行動する他の者であって被害者の明示的同意を得た者が、提出することもできる。被害者の同意にもかかわらず、代理行為が不適切な圧力または誘導の結果によるのではないかという懸念があるときは、委員会は、被害者とされる者に代わって行なわれた通報の提出が不適切な圧力または誘導の結果によるものではなく、かつ子どもの最善の利益にのっとったものであることを示す追加的な情報または文書（本規則の規則 23 第 1 項にしたがって第三者の情報源から得られたものを含む）を要請するよう、事務総長に対して指示することができる。このようないかなる要請も、その秘密は保持されるものとし、かつ、当該第三者が手続の当事者になることをいかなる形でも意味しない。

3. 前項の規定にかかわらず、通報は、申立人が自己の行為を正当化でき、かつ委員会がこれを子どもの最善の利益にのっとったものであると判断することを条件として、被害者とされる者に代わって、かかる明示的同意を得ずに提出することができる。可能であれば、その者に代わって通報が提出された被害者とされる者に対し、当該通報について通知を行なうことができるものとし、かつ、当該被害者とされる者の意見がその年齢および成熟度にしたがって正当に重視されるものとする。

情報に関する原則

規則 14

1. 委員会は、事務総長を通じ、手続の時期および進捗ならびに事件についての決定に関する迅速かつ十分な情報を、申立人に対して提供する。当該情報は、必要なときは、おとなにとっても子どもにとっても同様に適切かつアクセス可能な様式で、かつ、申立人の年齢および成熟度に可能なかぎり適合する形で提供されるものとする。

2. 手続全体を通じて委員会が行なう、さらなる説明および情報を求めるいかなる要請も、おとなにとっても子どもにとっても同様に適切かつアクセス可能な様式で、かつ可能なかぎりその年齢および成熟度にしたがって、行なわれるものとする。このことは、たとえ子ども（たち）がおとなによって代理されている場合であっても適用される。

説明または追加情報の要請

規則 15

1. 事務総長は、必要なときは、通報の申立人および（または）被害者とされる者に対し、以下のものを含む事項を明らかにするよう要請することができる。

- (a) 申立人および（または）被害者とされる者の氏名、住所、生年月日および身元証明。
- (b) 申立人が被害者とされる者に代わって通報を提出する場合、代理権の確認。
- (c) 締約国の作為または不作為がどのように子ども（たち）に悪影響を及ぼしたかに関する

情報。

- (d) 当該通報が子どもの最善の利益にのっとったものであるか否か。
- (e) 議定書第4条第2項の規定にしたがい、申立人および（または）被害者とされる者が、委員会の最終決定においてその身元を明らかにすることを望むか否か。
- (f) 通報の対象である締約国の国名。
- (g) 通報の趣旨。
- (h) 請求の事実関係。
- (i) 利用可能なすべての国内的救済措置を尽くすためにとられた措置、または、当該救済措置の適用が不当に遅延しているもしくは効果的救済をもたらす可能性に乏しいと申立人が考えた理由に関する情報。
- (j) 同一の案件が、国際的な調査もしくは解決のための他の手続においてどの程度審査されたかまたは審査されている途中であるか。
- (k) 違反があったとされる条約および（または）その実体的選択議定書の規定。

2. 事務総長は、説明または追加情報を要請するときは、当該情報が提出されるべき合理的期限を、適切かつアクセス可能な様式で提示する。当該期限は、適切な場合には延長することができる。

3. 委員会は、通報の申立人および（または）被害者とされる者に対する説明または追加情報の要請を容易にするため、子どもの年齢および成熟度に可能なかぎり適合した、適切かつアクセス可能な様式を採用することができる。当該様式の選択に際し、委員会は、とくに子どもに対する不適切な圧力または誘導を防止するため、議定書第2条および第3条の原則を考慮する。当該様式には、通報が子どもの最善の利益にのっとって提出されるものであるか否かに関する、一連の具体的な質問を含めることもできる。

委員会への通報の送付

規則 16

1. 事務総長は、通報手続に関する選択議定書第5条に基づき、委員会による検討を求めて提出された通報またはそう思われる通報に対し、本規則にしたがって委員会の注意を喚起する。
2. 事務総長は、通報の申立人に対し、当該通報が、議定書第5条に基づき、検討を求めて委員会に宛てられたものであるか否かの説明を要請することができる。申立人の希望について疑問があるときは、事務総長は、当該通報に対して委員会の注意を喚起する。
3. いかなる通報も、次の場合、委員会によって受理されない。
 - (a) 当該通報が、議定書の締約国ではない国に関するものであるとき。
 - (b) 議定書第1条第2項にしたがい、当該通報が、その国が締約国ではない文書に掲げられた権利の侵害に関するものであるとき。
 - (c) 当該通報が匿名で行なわれているとき。
 - (d) 当該通報が書面で提出されていないとき。このことは、提出された書面を補足するための、書面以外の資料の提供を妨げるものではない。
 - (e) 当該通報が、そのような通報を提出する権利の濫用であるとき、または条約および（もしくは）その実体的選択議定書の規定と両立しないとき。
 - (f) 同一の案件が、委員会によりすでに審査されたものであるか、または国際的な調査もし

くは解決のための他の手続に基づいて審査されたもしくは審査中であるものであるとき。

- (g) 利用可能なすべての国内的救済措置が尽くされていないとき。この規則は、当該措置の適用が不当に遅延している場合または当該措置が効果的救済をもたらす可能性に乏しい場合は適用されない。
- (h) 当該通報が明らかに根拠を欠いており、または十分に立証されていないとき。
- (i) 当該通報の対象である事実が、当該締約国についてこの議定書が効力を生ずる前に発生したものであるとき。ただし、当該事実がその後も継続している場合はこのかぎりでない。
- (j) 当該通報が、国内的救済措置を尽くした後1年以内に行なわれなかったとき。ただし、この期限内に通報を行なうことが不可能であったことを申立人が実証できる場合は、このかぎりでない。

通報の順序

規則 17

1. 委員会は通常、事務総長によって受領された順番にしたがって通報を処理する。ただし、委員会が、とくに提起されている問題の緊急性を顧慮して別段の決定を行なう場合、このかぎりでない。
2. 委員会は、決定により、2以上の通報をあわせて検討することができる。
3. 通報において複数の異なる事実が明らかにされているとき、または、通報が複数の者に関するものもしくは時間および場所が相互に関連しない複数の侵害の主張に関するものであるときは、委員会は、ひとつの通報を分割し、かつ各部分を個別に検討することができる。

受領された通報に関する手続

規則 18

1. 関係締約国に照会するまでもなく通報を受領することができないと委員会が考えるときを除き、委員会は、通報の受領後可能なかぎり早期に、当該通報を内密裡に当該締約国に送付し、かつ、当該締約国が書面による所見および意見を提出するよう要請する。
2. 1にしたがって行なわれるいかなる要請にも、当該要請は、当該通報の受理許容性の問題または本案に関して何らかの決定が行なわれたことを意味するものではない旨の声明を記載するものとする。
3. 締約国は、この規則に基づく委員会の要請を受領した後、可能なかぎり早期にかつ6か月以内に、委員会に対し、当該通報の受理許容性および本案、ならびに、当該事案において提供された救済措置があるときは当該救済措置に関する説明または陳述を、書面で提出する。
4. 委員会は、通報の受理許容性のみについての書面による説明または陳述を要請することができるが、その場合にも、締約国は、かかる要請にかかわらず、通報の受理許容性および本案の双方についての書面による説明または陳述を、可能なかぎり早期に、かつ委員会の要請から6か月以内に提出することができる。
5. 1にしたがって文書回答の要請を受領した締約国は、当該通報を受領できないものとして却下するよう求める要請を、かかる受理不能性の根拠を示した上で書面により提出することができる。ただし、当該要請が、可能なかぎり早期に、かつ1に基づく要請から2か月以内に、委員会

に提出されることを条件とする。

6. 5に基づく要請の裏づけとして締約国から提供された情報およびこれに関する申立人の意見を踏まえ、委員会は、決定により、受理許容性について本案とは別に検討することができる。

7. 締約国が5にしたがって要請を提出しても、書面による説明または陳述を提出するために締約国に与えられた6か月の期間が延長されることはない。ただし、委員会が、受理許容性について本案とは別に検討することを決定したときは、このかぎりでない。

8. 関係締約国は、議定書第7条第1項(e)の規定にしたがって利用可能かつ効果的なすべての国内的救済措置が尽くされた旨の申立人の主張について争うときは、被害者とされる者が事案の特定の状況下において利用できた効果的な救済措置の詳細を明らかにする。

9. 委員会は、締約国または通報の申立人に対し、通報の受理許容性の問題または本案に関連する追加の説明または所見を、書面により、指定の期間内に提出するよう要請することができる。

10. 事務総長は、各当事者に対し、この規則にしたがって提出された書面および委員会に提出されたその他の文書を送付する。各当事者に対しては、これらの書面に関する意見を、指定の期間内に提出する機会が与えられる。指定の期間内にこのような意見が受領されないことを理由として当該通報の検討が先送りされることは、一般的にはない。

聴聞

規則 19

1. 委員会は、決定によって申立人および（または）被害者とされる者ならびに関係締約国の代表を招請することにより、面前で、またはビデオ会議もしくは電話会議を通じて、通報の本案に関するさらに詳しい説明または質問への回答を行なわせることができる。ただし、これが子ども（たち）の最善の利益にのっとっていると委員会が考えることを条件とする。いかなる聴聞も、非公開の会合で行なわれる。被害者とされる者の聴聞は、被害者とされる者の要請があり、かつ子ども（たち）の最善の利益にのっとっていると委員会が考える場合を除き、締約国の代表の立会いのもとでは行なわれない。委員会は、被害者とされる者の聴聞において子どもに配慮した手続がとられることを保障し、かつ、被害者とされる者の意見がその年齢および成熟度にしたがって正当に重視されることを確保する。いずれかの当事者が出席しないことは、事案の検討を妨げない。

2. 聴聞が行なわれるまたは行なわれた旨の情報および当該聴聞の内容は、他方の当事者に送付される。当該当事者に対しては、適切な書面の提出が認められる。

通報の受理許容性

規則 20

1. 委員会は、通報を議定書に基づいて受理できるか否かについて、可能なかぎり迅速に、単純過半数により、かつ次の規則にしたがって、決定する。

2. 通報を受理できる旨を宣言する決定は、全会一致を条件として、本規則に基づいて設置された作業部会が行なうことができる。

3. 本規則に基づいて設置された作業部会は、全会一致による決定を条件として、通報が受理できない旨を宣言することができる。当該決定は委員会の全体会に送付されるものとし、全体会は、公式の討議を行なうことなく当該決定を確認することができる。ただし、委員会のいずれかの委

員が公式の討議を要請するときはこのかぎりでない。

4. 通報が、子どもまたは子どもたちの集団に代わって、その同意を得たという証拠をとまなわずに委員会に提出された場合、委員会は、事件の特定の事情および提供された情報を検討した後、当該通報の審査は当事者である子ども（たち）の最善の利益にのっとっていない旨、決定することができる。

受理できない通報

規則 21

1. 委員会は、通報を受理できない旨決定したときは、当該決定およびその理由を、可能なかぎり適宜かつアクセス可能な様式で、事務総長を通じて遅滞なく通報の申立人および関係締約国に対して伝達する。

2. 委員会は、申立人によってまたは申立人に代わって提出された、受理できないことの理由がすでに該当しないことを明らかにする書面による要請を受領した場合、通報が受理できない旨を宣言した委員会の決定を再検討することができる。

本案に関する締約国の所見が提出される前に受理できる宣言された通報

規則 22

1. 本規則の規則 18 第 6 項にしたがい、通報を受理できる旨を宣言する決定が、本案に関する締約国の所見が提出される前に行なわれたときは、当該決定は、事務総長を通じ、当該通報の申立人および関係締約国に送付される。

2. 委員会は、締約国および（または）申立人から説明または陳述が提出された場合、当該説明または陳述に照らし、通報を受理できる旨の決定を取り消すことができる。

通報の本案審査

規則 23

1. 委員会は、通報を受領してから本案に関する判断が行なわれるまでのいずれの時点においても、適宜、国際連合の他のすべての部局、機関、専門機関、基金、計画および機構（国際文書によって設置された他の条約機関および国際連合の特別手続を含む）ならびに他の国際機関（地域的人権制度を含む）、ならびに、非政府組織、国内人権機関および子どもの権利の促進および保護を任務とする他の関連の専門機関、ならびに、通報の審査に役立つ可能性があるすべての関連の国家的機関、部局および事務所と協議し、かつこれらの機関が作成した資料を受領することができる。

2. 委員会は、通報の申立人、関係締約国および 1 に掲げた他のいずれかの情報源から提出されたすべての資料に照らし、通報に関する委員会の見解を作成する。ただし、この情報が関係当事者に適正に送付され、かつ、各当事者に対し、当該情報に関する意見を指定の期間内に提出する機会が与えられることを条件とする。

3. 2 にしたがって第三者が提出した情報を委員会が検討することは、当該第三者が手続の当事者となったことをいかなる形でも意味しない。

4. 委員会は、いかなる通報も作業部会に付託し、当該通報の本案について委員会に対する勧告を行なわせることができる。

個別意見

規則 24

委員会の委員のうち決定に参加したいかなる委員も、その個別意見を委員会の決定または見解に添付するよう要請することができる。委員会は、かかる個別意見の提出の期限を定めることができる。

友好的解決

規則 25

1. 議定書第9条にしたがって当事者のいずれかから行なわれた要請により、委員会は、通報を受領してから本案に関する判断が行なわれるまでのいずれの時点においても、条約および（または）その実体的選択議定書の違反に相当するとされ、かつ議定書に基づく検討を求めて提出された案件について、条約および（または）その実体的選択議定書に掲げられた義務の尊重を基礎として友好的解決を達成する目的で、当事者が委員会の斡旋を利用できるようにする。

2. 友好的解決手続は、当事者の同意を基礎として進められる。

3. 委員会は、委員の1名または複数名を指名して、当事者間の交渉の便宜を図らせることができる。

4. 友好的解決手続は非公開で進められるものとし、かつ当事者が委員会に書面を提出することを妨げない。書面または口頭によるいかなる通信も、また友好的解決を確保しようと試みるための枠組みの中で行なわれたいかなる提案または譲歩も、委員会の通報手続において他方の当事者の不利になるよう用いることはできない。

5. 委員会は、当該案件について解決に達することが不可能であるとの結論に至ったとき、または、当事者のいずれかが友好的解決手続の適用に同意せず、その打ち切りを決定し、もしくは条約および（または）その実体的選択議定書に掲げられた義務の尊重を基礎として友好的解決を達成するために必要な意思を示さないときは、友好的解決手続の便宜を終了することができる。

6. 双方の当事者が友好的解決に明示的に合意したときは、委員会は、事実関係および達成された解決について述べる文書を添えた決定を採択する。委員会は、当該決定の採択前に、通報の申立人が当該友好的解決の取決めに同意したか否かを確認するものとする。友好的解決は、あらゆる場合に、条約および（または）その実体的選択議定書に掲げられた義務の尊重を基礎とするものでなければならない。委員会は、条約および（または）その実体的選択議定書に掲げられた義務の尊重を基礎としないいかなる友好的解決も受け入れない。

7. 友好的解決に達しないときは、委員会は、本規則にしたがって通報の審査を継続する。

通報の打ち切り

規則 26

委員会は、とくに、条約および（または）その実体的選択議定書に基づく検討を求めて通報が提出された理由が現実的に意味のないものとなった場合、通報の検討を打ち切ることができる。

受理許容性に関する委員会の決定、友好的解決にしたがって行なわれる委員会の決定および本案に関する委員会の見解

規則 27

1. 通報の受理の可否に関する委員会の決定、友好的解決によって通報の検討を終了する旨の委員会の決定および本案に関する委員会の見解は、アクセス可能な言語で、かつ被害者とされる者の年齢および成熟度に可能なかぎり適合するやり方で、書面により作成する。
2. 委員会は、選択議定書第 7 条に掲げられた、受理許容性に関わるすべての事由の適用可能性について検討することなく、通報の本案に関する決定を行なわない。
3. 委員会は、その決定および見解を、事務総長を通じて遅滞なく関係締約国および通報の申立人に通知する。委員会は、決定または見解において、当該決定または見解は第三者にも送付され、かつ公表されることを明らかにすることができる。
4. 締約国が条約上の義務または当該国が締約国である実体的選択議定書上の義務に違反したと認定する場合、委員会は、被害者とされる者のための救済措置（とくにリハビリテーション、被害回復、金銭的補償、再発防止の保証、加害者の訴追要請など）に関する勧告を行ない、かつ、当該措置が適用されるべき期限を提示する。委員会はまた、締約国が、そのような違反の再発を回避するための立法措置、制度上の措置または他の種類の一般的措置をとるよう勧告することもできる。
5. 委員会は、通報の受理の可否に関する決定、友好的解決によって通報の検討を終了した旨の決定および本案に関する見解の要旨を、条約第 44 条第 5 項および議定書第 16 条に基づいて作成する報告書に記載する。

委員会の見解および友好的解決の取決めのフォローアップ

規則 28

1. 関係締約国は、通報に関する見解、または友好的解決によって通報の検討を終了した旨の決定を委員会から送付された後、可能かぎり早期に、かつ 6 か月以内に、委員会に対して文書回答を提出する。当該文書回答には、委員会の見解および勧告または友好的解決の取決めに照らしてとった措置があれば、当該措置に関する情報も記載するものとする。
2. 1 に掲げた 6 か月の期間が経過した後、委員会は、関係締約国、申立人または他の関係者に対し、委員会の見解もしくは勧告または友好的解決の取決めを受けて締約国がとった何らかの措置に関するさらなる情報を提出するよう、求めることができる。
3. 委員会は、締約国から受領した情報を、事務総長を通じて通報の申立人に送付する。
4. 委員会は、締約国に対し、委員会の見解、勧告、または友好的解決の取決め後に通報の検討を終了する旨の決定を受けてとられた措置に関する情報を、条約第 44 条、子どもの売買、児童買春および児童ポルノに関する選択議定書第 12 条および武力紛争への子どもの関与に関する選択議定書第 8 条に基づくその後の締約国報告書に記載するよう、要請することができる。
5. 委員会は、見解、または議定書第 11 条にしたがって行なわれた友好的解決を受けて通報の検討を終了する旨の決定のフォローアップのために報告者または作業部会を指名し、委員会の見解、勧告、または友好的解決を受けて通報の検討を終了する旨の決定を実施するために締約国がとった措置を確認させる。
6. 報告者または作業部会は、与えられた職務を適正に遂行するために適切と考えられる接触お

よび行動を図り、かつ、委員会によるさらなる措置について必要と考えられる勧告を行なう。

7. 報告者または作業部会は、書面による説明、および、正当に認証された締約国代表との会見に加え、通報の申立人および他の関連の情報源からの情報を求めることができる。

8. 報告者または作業部会は、委員会の会期ごとに、フォローアップのための活動について委員会に報告する。

9. 委員会は、条約第 44 条第 5 項および議定書第 16 条に基づいて作成する報告書に、フォローアップのための活動に関する情報、ならびに、適切なときは、関係締約国の説明および陳述の要旨ならびに委員会自身の提案および勧告を記載する。

通報の秘密保持

規則 29

1. 議定書に基づいて提出された通報は、委員会により、非公開の会合で審査される。

2. 事務総長が委員会のために作成するすべての作業文書は、委員会が別段の決定をする場合を除き、非公開とする。

3. 事務総長または委員会は、いかなる通報、書面または通報に関連する情報も、受理できない旨の決定、見解、または友好的解決の取決めを受けて検討を終了する旨の決定が発表される日の前に公開しない。

4. 通報の申立人および（または）被害者とされる者の氏名は、委員会による受理できない旨の決定、見解、または友好的解決の取決めを受けて検討を終了する旨の決定において公表されない。ただし、被害者の年齢および成熟度にしたがって自己の氏名の公表に関する明示的同意があるときは、このかぎりでない。

5. 委員会は、通報の申立人または関係締約国に対し、手続に関連するいかなる書面または情報についてもその全部または一部を非公開とするよう要請することができる。

6. 議定書第 4 条第 2 項の規定ならびにこの規則の 4 および 5 にしたがうことを条件として、この規則のいかなる規定も、手続に関係するいずれかの書面または情報を公表する申立人または関係締約国の権利に影響を与えるものではない。

7. 議定書第 4 条第 2 項の規定ならびにこの規則の 4 および 5 にしたがうことを条件として、委員会による受理できない旨の決定、見解、または友好的解決の取決めを受けて検討を終了する旨の決定は公表される。

8. 事務総長は、委員会による受理できない旨の終局決定、見解、または友好的解決の取決めを受けて検討を終了する旨の決定を、申立人および関係締約国に対して遅滞なく配布することに責任を負う。

9. 委員会が別段の決定を行なう場合を除き、かつ議定書第 4 条第 2 項の規定にしたがうことを条件として、委員会の見解および勧告ならびに有効的解決の取決めを受けて検討を終了する旨の決定のフォローアップに関連する情報は、非公開とはされない。

第 3 部：選択議定書の調査手続に基づく手続

適用可能性

規則 30

本規則の規則 30 から 42 までは、議定書第 13 条第 7 項にしたがって、議定書を批准しまたはこれに加入する際、同条に定められた委員会の権限を認めない旨宣言した締約国には適用されない。ただし、当該締約国がその後、議定書第 13 条第 8 項にしたがって当該宣言を撤回したときは、このかぎりでない。

委員会に対する情報の送付

規則 31

1. 本規則にしたがい、事務総長は、条約またはその実体的選択議定書に掲げられたいずれかの権利の重大なまたは組織的な侵害を締約国が行なっていることを示す信頼できる情報であって、議定書第 13 条第 1 項に基づく委員会による検討を求めて提出されたものまたはそう思われるものに対し、委員会の注意を喚起する。

2. 委員会は、締約国で子どもたちに対する重大かつ組織的な侵害が行なわれていることに関する信頼できる情報があるときは、職権により調査を開始することができる。

情報の要約

規則 32

事務総長は、適宜、本規則の規則 2 にしたがって提出された情報の簡潔な要約を作成し、かつ委員会の委員に回付する。

秘密保持

規則 33

1. 調査の実施に関連するすべての文書および手続は、公開されない。ただし、このことは議定書第 13 条第 6 項の実施を妨げるものではない。

2. 議定書第 13 条に基づく調査について検討する委員会の会合は、非公開とする。

委員会による情報の予備的検討

規則 34

1. 委員会は、事務総長を通じ、議定書第 13 条に基づいて注意を喚起された情報および（または）その情報源の信頼性を確認することができる。委員会は、事態の事実関係を裏づける関連の追加情報の入手に努めることができる。

2. 委員会は、受領した情報に、条約またはその実体的選択議定書に掲げられたいずれかの権利の重大なまたは組織的な侵害を関係締約国が行なっていることを示す信頼できる情報が含まれているか否かについて、決定する。

3. 委員会は、委員の 1 名または複数名を指名して、この規則に基づく委員会の義務の遂行を援助させることができる。

情報の審査

規則 35

1. 委員会は、受領した情報が信頼でき、かつ、条約またはその実体的選択議定書に掲げられたいずれかの権利の重大なまたは組織的な侵害を関係締約国が行なっていることを示しているよう

に思われると認めるときは、当該締約国に対し、審査に協力し、かつ、この目的のため、当該情報に関する所見を遅滞なく提出するよう、事務総長を通じて求める。

2. 委員会は、関係締約国から所見が提出されたときは当該所見および他の関連の情報を考慮する。

3. 委員会は、決定により、とくに以下の情報源から追加情報を入手することができる。

(a) 関係締約国の代表。

(b) 政府機関。

(c) 国際連合の機関、専門機関、基金、計画および機構。

(d) 国際機関（地域的人権制度を含む）。

(e) 国内人権機関、および、子どもの権利の促進および保護を任務とする他の関連の専門機関。

(f) 非政府組織。

(g) 個人（子どもたちを含む）。

4. 委員会は、かかる追加情報の入手に関する様式および方法を決定する。

調査の開始

規則 36

1. 委員会は、関係締約国から所見が提出されたときは当該所見および他の関連の情報を考慮しながら、委員の1名または複数名を指名して調査を実施させ、かつ委員会に緊急に報告させることができる。

2. 調査は、内密裡に、かつ委員会が決定した方式にしたがって実施される。

3. 委員会から調査担当者に指名された委員は、条約、3つの選択議定書および本手続規則を考慮しながら、自らの作業方法を決定する。

4. 関係締約国が条約第44条、子どもの売買、児童買春および児童ポルノに関する選択議定書第12条および武力紛争への子どもの関与に関する選択議定書第8条にしたがって提出した報告書があるときは、委員会は、調査の期間中、当該報告書の検討を延期することができる。

関係締約国の協力

規則 37

1. 委員会は、調査のあらゆる段階において関係締約国の協力を求める。

2. 委員会は、関係締約国に対し、委員会の担当委員と会見する代表を指名するよう要請することができる。

3. 委員会は、関係締約国に対し、委員会の担当委員または当該締約国が調査に関連すると考えるいかなる情報も、当該委員に提供するよう要請することができる。

訪問

規則 38

1. 調査には、正当な根拠および締約国の同意があるときは、関係締約国の領域への訪問を含めることができる。

2. 関係締約国が訪問に合意するときは、委員会および当該締約国は協働して訪問の方式を定め

るとともに、当該締約国は、委員会に対し、訪問を成功裡に終了させるために必要なあらゆる便益（関連の情報、組織、場所および人物への自由なアクセスを含む）を提供する。

3. 委員会は、関係締約国に対し、訪問の時期、および、委員会の担当委員がその任務を遂行する目的で調査を実施できるようにするために必要な便益に関する希望を通知する。

聴聞

規則 39

1. 委員会の担当委員は、訪問の際、調査に関連する事実関係または争点について判断する目的で聴聞を実施することができる。

2. 1にしたがって行なわれる聴聞についての条件および保障は、締約国を訪問する委員会の担当委員が定める。当該委員は、その際、議定書第2条に掲げられた原則を指針とする。

3. 子ども（たち）の聴聞を行なうときは、委員会の担当委員は、子どもに配慮した聴聞手続を保障するものとし、とくに、子ども（たち）の聴聞が個別に行なわれること、および、子ども（たち）の意見がその年齢および成熟度にしたがって正当に重視されることを確保する。

調査中の援助

規則 40

1. 調査に関係して事務総長から提供される職員および便益（関係締約国への訪問中に提供されるものを含む）に加え、委員会の担当委員は、通訳者および（または）条約および3つの選択議定書が対象とする分野において特別な適格性を有する者であって委員会が必要と考える者に対し、調査のあらゆる段階で援助を提供するよう、事務総長を通じて求めることができる。

2. 当該の通訳者または特別な適格性を有する他の者が国際連合に対する忠誠宣誓による義務を負っていない場合、これらの者は、自己の職務を誠実に、忠実かつ公平に遂行することおよび手続の秘密を尊重することを厳粛に宣言するよう、求められる。

認定事実、意見または勧告の送付

規則 41

1. 委員会は、本規則の規則 35 にしたがって提出された、担当委員が認定した事実を審査した後、当該認定事実を、意見および勧告がある場合には当該意見および勧告も付して、事務総長を通じて関係締約国に送付する。

2. 認定事実、意見および勧告をこのような形で送付することは、議定書第13条第6項の規定の実施を妨げるものではない。

3. 関係締約国は、認定事実、意見および勧告に関する自国の所見を、可能なかぎり早期に、かつ受領から6か月以内に、事務総長を通じて委員会に提出する。

フォローアップ措置

規則 42

委員会は、必要なときは、議定書第13条第5項にいう6か月の期間が経過した後、関係締約国に対し、調査を受けてとった措置および構想している措置に関する情報を事務総長経由で委員会に通知し、かつ、条約第44条、子どもの売買、児童買春および児童ポルノに関する選択議定書第

12 条および武力紛争への子どもの関与に関する選択議定書第 8 条に基づく締約国のその後の報告書に、委員会の認定事実、意見および勧告を受けてとった措置の詳細を記載するよう求めることができる。委員会は、決定により、本規則の規則 35 に掲げた情報源から追加情報を入手することができる。

第 4 部：通報手続に関する選択議定書の国家間通報手続に基づく手続

委員会への国家間通報の送付

規則 43

1. 事務総長は、議定書第 12 条に基づいて委員会による検討を求めて提出された通報またはそう思われる通報に対し、本規則にしたがって委員会の注意を喚起する。
2. 事務総長は、通報を提出した締約国に対し、当該通報が、議定書第 12 条に基づき、検討を求めて委員会に宛てられたものであるか否かの説明を要請することができる。通報を提出した締約国の希望について疑問があるときは、事務総長は、当該通報に対して委員会の注意を喚起する。
3. 議定書第 12 条に基づく通報は、他の締約国が条約および（または）実体的選択議定書に基づく義務を履行していないと主張する締約国であって議定書第 12 条にしたがった宣言を行なった国が、委員会に対して提出することができる。
4. 通報には、次のことに関する情報を記載するものとする。
 - (a) 通報対象である締約国の国名。
 - (b) 通報を提出する締約国が議定書第 12 条にしたがって行なった宣言。
 - (c) 違反があったとされる条約および（または）実体的選択議定書の規定。
 - (d) 通報の趣旨。
 - (e) 主張の事実関係。

委員会の委員への情報提供

規則 44

事務総長は、本規則の規則 43 にしたがって、いかなる国家間通報についても遅滞なく委員会の委員に通知するとともに、提出された言語による当該通報の写しおよび関連の情報を遅滞なく委員会の委員に送付する。

通報の検討に関する要件

規則 45

通報は、関係締約国の双方が議定書第 12 条に基づく宣言を行なっていないかぎり、委員会によって検討されない。

会合

規則 46

委員会は、議定書第 12 条に基づく通報の審査を非公開の会合で行なう。

斡旋

規則 47

1. 本規則の規則 45 にしたがうことを条件として、委員会は、条約およびその実体的選択議定書に定められた義務の尊重を基礎として案件の友好的解決を達成する目的で、関係締約国が委員会の斡旋を利用できるようにする。
2. 1 の目的のため、委員会は、特別調停委員会を適宜設置することができる。

情報の要請

規則 48

委員会は、関係締約国またはその一方に対し、追加情報または所見を書面で提出するよう、事務総長を通じて要請することができる。委員会は、書面による当該情報または所見の提出に関する期限を定める。さらなる書面作成方式は、関係締約国との協議の後、委員会が決定する。

委員会の報告

規則 49

1. 委員会は、議定書第 12 条に基づいて受領されたいかなる通報についても、報告書を採択する。
2. 本規則の規則 47 に定める解決が達成されたときは、委員会は、事実関係および達成された解決の簡潔な説明にかぎって報告書を作成する。本規則の規則 47 に定める解決が達成されなかったときは、委員会は、関係締約国間で生じた問題についての事実関係を報告書において明らかにする。関係締約国から提出された書面は、当該報告書に添付される。委員会はまた、関係締約国間で生じた問題に関連すると考える意見を、関係締約国にのみ伝達することもできる。
3. 委員会の報告書は、事務総長を通じ、関係締約国に遅滞なく伝達される。